

新潟県条例第15号

新潟県点字図書館条例の一部を改正する条例

新潟県点字図書館条例（昭和39年新潟県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>新潟県視覚障害者情報センター条例</u></p>	<p><u>新潟県点字図書館条例</u></p>
<p>（設置）</p> <p>第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条第1項の規定に基づき、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を収集保存し、広く視覚障害者の利用に供し、その更生援護を行うとともに知徳の向上に努めるため、<u>新潟県視覚障害者情報センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）を新潟市江南区亀田向陽1丁目に置く。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条第1項の規定に基づき、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を収集保存し、広く視覚障害者の利用に供し、その更生援護を行うとともに知徳の向上に努めるため、<u>新潟県点字図書館</u>（以下「<u>図書館</u>」という。）を新潟市江南区亀田向陽1丁目に置く。</p>
<p>（事業）</p> <p>第2条 <u>センター</u>は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 点訳（文字を点字に訳すことをいう。）、<u>朗読</u>等を行う者の養成を行うこと。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>センター</u>の設置の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>（事業）</p> <p>第2条 <u>図書館</u>は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 点訳（文字を点字に訳すことをいう。）を行う者の養成を行うこと。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>図書館</u>の設置の目的を達成するために必要な事業</p>
<p>（休館日）</p> <p>第4条 <u>センター</u>の休館日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>（休館日）</p> <p>第4条 <u>図書館</u>の休館日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>（使用料）</p> <p>第6条 <u>センター</u>の利用に係る使用料は、無料とする。</p>	<p>（使用料）</p> <p>第6条 <u>図書館</u>の利用に係る使用料は、無料とする。</p>
<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第7条 <u>センター</u>の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に<u>センター</u>の管理を行わせる場合における第5条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ知事の承認を得て」とする。</p>	<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第7条 <u>図書館</u>の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に<u>図書館</u>の管理を行わせる場合における第5条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ知事の承認を得て」とする。</p>
<p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第8条 前条第1項の規定により指定管理者に<u>センター</u>の管理を行わせる場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第2条各号に掲げる<u>センター</u>の事業の実施に</p>	<p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第8条 前条第1項の規定により指定管理者に<u>図書館</u>の管理を行わせる場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第2条各号に掲げる<u>図書館</u>の事業の実施に</p>

<p>関する業務</p> <p>(2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切なセンターの管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) センターの運営において、視覚障害者の平等利用が確保されること。</p> <p>(2) 身体障害者福祉法その他の関係法令の規定を遵守してセンターの管理を行うことができること。</p> <p>(3) センターの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。</p> <p>(4) センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。</p> <p>(知事への委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。</p>	<p>する業務</p> <p>(2) 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な図書館の管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) 図書館の運営において、視覚障害者の平等利用が確保されること。</p> <p>(2) 身体障害者福祉法その他の関係法令の規定を遵守して図書館の管理を行うことができること。</p> <p>(3) 図書館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。</p> <p>(4) 図書館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。</p> <p>(知事への委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、知事が定める。</p>
---	---

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。